

都留市公告第 56 号

(県営土地改良事業の計画に伴う公告)

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 85 条の 2 第 2 項の規定により、県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業都留東部地区）計画の概要を公告する。

なお、この土地改良事業の施行区域となるべき地域内にある農用地の所有者でその農用地につき耕作を営まない者、又は同地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づき使用収益している者で、この土地改良事業に参加しようとする者は、同法施行規則第 2 条第 1 項の規定により令和 7 年 1 月 3 日（※公告満了後 5 日以内）までに都留市農業委員会に申し出られたい。

令和 6 年 12 月 20 日

都留市長 堀内 富久 印



- 1 縦覧書類
県営土地改良事業計画の概要
- 2 公告・縦覧期間
令和 6 年 12 月 20 日から
令和 6 年 12 月 27 日まで
- 3 縦覧場所
都留市役所産業課